

税源移譲で市県民税が高くなったぶん、所得税が減ることじゃが、ワシは退職して所得税がかかったらんが…



申告が必要です！

申告期間 平成20年7月1(火)日～7月31日(木)

平成18年中と比べ、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税が課されなくなった人

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、既に納付済の平成19年度分の市県民税から、税源移譲により増額となった市県民税相当額を還付します。還付を受けるためには、平成19年度市県民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市町村へ減額申告書を提出してください。

問合せは
税務課
☎2116まで

後期高齢者医療保険料の徴収開始月及び通知書等発送月を確認してください

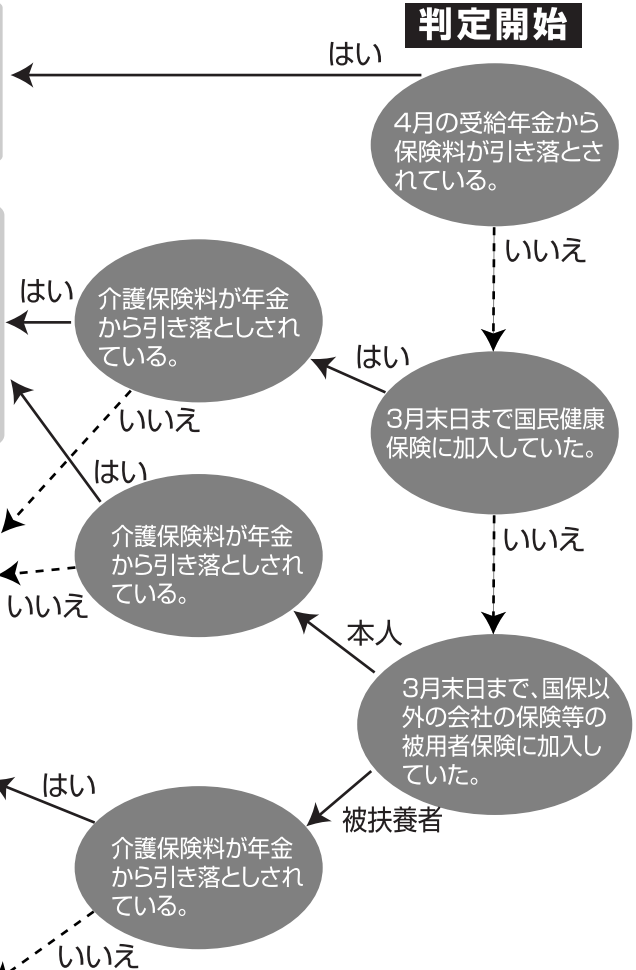
①7月に本徴収額の通知書を送付します。
6月以降も受給年金から引き落とされます。

②7月に通知書及び納付書を送付します。
7月8月9月は納付書等で個別納付し、10月以降は年金から引き落とされます。ただし年金額によって引き落としできない場合もあります。

③7月に通知書及び納付書をお送りします。
7月から翌年2月まで納付書等で個別納付となります。

④7月に通知書をお送りします。
10月より年金から引き落とされます。ただし年金額によって引き落としできない場合もあります。

⑤7月に通知書をお送りします。
10月から翌年2月まで納付書等で個別納付となります。納付書は10月に送付します。



後期高齢者医療制度の保険料について

4月1日から新しい医療制度である後期高齢者医療制度が始まりました。75歳以上(65歳から74歳で一定の障害の状態にある人を含む)の人は、この新医療制度に加入することになります。この保険料の納付方法及び通知書等の送付時期について、ご確認ください。

※3月末日まで国民健康保険に加入していて、平成19年10月から平成20年3月の間に75歳の誕生日を迎えた人は、②又は③になります。

問合せは 税務課 ☎2116まで